

## 離婚届の書き方と注意

黒インク又は黒ボールペンで書いてください  
(消せるインクのボールペンは使用しないでください)

1. 持参するもの  
○離婚届書および添付書類

2. 届書の枚数と添付書類  
○離婚届書 1枚

- 裁判離婚の場合  
(1) 調停離婚の場合→調停調書の謄本  
(2) 審判離婚の場合→審判書の謄本と確定証明書  
(3) 和解離婚の場合→和解調書の謄本  
(4) 認諾離婚の場合→認諾調書の謄本  
(5) 判決離婚の場合→判決書の謄本と確定証明書

3. 届出人  
○協議離婚の場合は夫と妻になります。  
○裁判離婚の場合は調停もしくは裁判の申立人又は訴提起者となります。

4. 住所を変更される方は異動の届(転入届・転居届・世帯変更届)をしてください。  
○他市区町村から転入される方は転出証明書またはマイナンバーカードを添付してください。

※住所異動の受付ができるのは平日の開庁時間のみです。

5. 届出人欄、署名欄共に押印は任意です。

<b>離婚届</b>		受理 令和 年 月 日	発送 令和 年 月 日
		第 号	長印
		送付 令和 年 月 日	
		第 号	
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票
			附票
			住民票
			通知

(1)	氏名 生年月日	夫 精華 一郎 平成元年 4月 1日	妻 精華 華子 平成6年 11月 3日
(2)	住所 住民登録をしているところ 世帯主の氏名	京都府相楽郡精華町△△1番地1 □□ハイ 101号 世帯主の氏名 精華 一郎	京都府木津川市○○21番地2 おつかわ まさお 世帯主の氏名 乙川 正夫
(2)	本籍 外国人のときは国籍だけを書いてください	奈良県生駒市○○1819番地5番 筆頭者の氏名 精華 一郎	
(3)	父母及び養父母の氏名 父母との続き柄 右記の養父母以外にも養父母がいる場合にはその他欄に書いてください	夫の父 精華 太郎 母 精華 秋子 養父 養母	妻の父 乙川 正夫 母 丙川 洋子 養父 丙川 充 養母 続き柄 長 男 続き柄 長 女
(3)	離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停 年 月 日成立 <input type="checkbox"/> 審判 年 月 日確定 <input type="checkbox"/> 和解 年 月 日成立 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 年 月 日認諾 <input type="checkbox"/> 判決 年 月 日確定	
(4)	婚姻前の氏にもどる者の本籍	□夫 は □もとの戸籍にもどる <input checked="" type="checkbox"/> 妻 は <input checked="" type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる 京都府相楽郡精華町△△一丁目1番地1番 筆頭者の氏名 精華 華子	
(5)	未成年の子の氏名	夫が親権を行う子	妻が親権を行う子 那珂 一、那珂 良子
(6)	同居の期間	平成 28 年 1月 から 平成 31 年 4月まで (同居を始めたとき) (別居したとき)	
(7)	別居する前の住所	京都府相楽郡精華町△△1番地1番 □□ハイ 101号	
(8)	別居する前の世帯のおもな仕事と	□1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 □2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input checked="" type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) □4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) □5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 □6. 仕事をしている者のいない世帯	
(9)	夫妻の職業	(国勢調査の年 令和 年..の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください) 夫の職業 妻の職業	
(10)	届出人署名 (※押印は任意)	夫 那珂 一郎	妻 那珂 雪子
	事件簿番号		
	住所を定めた年月日	夫 年 月 日 妻 年 月 日	
	連絡先	電話 090 (1234) 5678 自宅・勤務先[ ] 携帯	

<b>証人</b>	
署名 (※押印は任意)	丙川 良雄
生年月日	昭和40年 1月 1日
住所	〇〇県〇〇市中央 2丁目5番18号
本籍	〇〇県〇〇市深川 132番地2番
	山川 菊夫
	昭和35年 6月 1日
	〇〇県〇〇市大手町 100番地
	〇〇県〇〇郡〇〇町 新和町 4520番地1

→ (1)元号は[S][H]など省略せずに[昭和][平成]と書いて下さい。

→ 届出時点で住民登録をしている住所を書いてください。  
住所を変更するときは住民異動届の手続きが必要です。

→ (2)婚姻中の本籍を書いてください。

→ 婚姻のとき氏が変わった人は、次の中から選んで書いてください。

- (1) 婚姻前の氏を名乗り、婚姻前の戸籍にもどる
- (2) 婚姻前の氏を名乗り、自分で新しい戸籍を作る
- (3) 婚姻中の氏を名乗り、自分の新しい戸籍を作る

(3)の場合は何も記入しないでください。離婚届とは別の届書「離婚の際に称していた氏を称する届(77条の2の届出)」を提出する必要があります。  
※離婚届出時に「婚姻中の氏」を名乗るか決めていない場合は、婚姻前の氏に戻ります。(1)又は(2)を選択してください。後日「婚姻中の氏」を名乗ると決めたときは、「離婚の際に称していた氏を称する届」を提出する必要があります。届出期間は離婚の日から3か月以内です。

→ (5)夫婦の間に未成年(18歳未満)の子がいる場合は親権者をどちらか一方に決めてからお子さんの氏名(フルネーム)を書いてください。

→ (8)夫妻の職業は国勢調査の年以外は記入不要です。

→ 婚姻中の氏名で各自署名してください。(協議離婚のとき)  
裁判離婚の場合は申立人または訴提起者が署名してください。

→ 昼間連絡のとれる電話番号を記入してください。

離婚の事実を知っている、成人の方お二人に必ずご記入頂いてください。  
外国籍の方も成人であれば証人になることができます。  
協議離婚の時だけ必要です。

・未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。  
面会交流について取決めをしている。  
まだ決めていない。  
・経済的に自立していない子(未成年の子に限られません)がいる場合には、次の□にあてはまるものにしるしをつけてください。  
養育費の分担について取決めをしている。  
まだ決めていない。  
**取決め方法:(□公正証書 □それ以外)**  
まだ決めていない。

未成年の子がいる場合に父母が離婚するときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないとされています。

↑上欄については、該当する項目に☑してください。

お問い合わせ先 〒619-0285 京都府相楽郡精華町大字南稲八妻小字北尻70番地 精華町役場 総合窓口課 戸籍住民係
電話: (0774) 95-1915 (直通) FAX: 95-3974 HP: <a href="https://www.town.seika.kyoto.jp/">https://www.town.seika.kyoto.jp/</a>